

## H26年度 地域活動支援事業 実績報告書【三郷区】

整理 No.	提案団体名	事業名
6	ENJOY35(さんごう)	さんごう夏っ子クラブ事業
7	三郷地区次世代活性化委員会	布施長者伝説継承事業
15	本長者原町内会	地域内の危険箇所排除に関する事業

## 1. 審査の基本的なルール

### (1) 提案事業の採点者

- 基本審査の最初の判定者は、会長を除く事業説明に出席した全委員とし、会長は、最初の判定で賛否同数となった際に、最終判断を行うものとする。
- 基本審査後の採点資格者は、会長・副会長を含む全委員とする。
- 採点者は、事業説明に出席した委員とし、原則、全ての提案事業について採点を行うものとする。  
 ※委員が所属する団体等が提案した事業であっても採点を辞退することは認めない。

### (2) 提案事業の通知

- 事務局は、事業募集終了後速やかに、「申請概要一覧」を作成し、申請者による「事業提案書」とともに、各委員に送付する。

### (3) 各委員による採点

- 各委員は、事前に送付された「事業提案書」を確認し、提案者による事業説明の際に質問する事項等をまとめる。(仮採点しておくことが望ましい。)
- 事務局は、予め決められた日(後日決定)に地域協議会を開催し、提案者による事業説明を行う。
- 各委員は、提案者による事業説明終了後、事業ごとに採点を行う。
- 採点は初めに、「基本審査票」を使用して、基本審査を行うこととし、「適合・不適合」の別を「基本審査票」に記入する形式とし、記入後に事務局に提出する。
- 事務局は、速やかに基本審査の結果を集計し、地域協議会に報告する。
- 採点委員の過半数(賛否同数により会長が最終判断をした場合を含む)が「不適合」と判断した事業があった場合は、当該事業は、「採点シート」による採点を行わない。
- 基本審査で「適合」と判断されて提案については、続けて「採点シート」を使用して、審査項目ごとに採点を行い、得点等を記入した「採点用シート」を事務局に提出することとする。
- 各委員による採点結果は、事務局への「採点用シート」の提出をもって確定することとし、事後に疑義等が生じても修正は認めないこととする。

#### 【参考】三郷区の採点方法(案)

- 審査は、「基本審査票」と「採点シート」に基づき、2段階で書類により行う。
- 第1段階の「基本審査票」では、「○(適合)か ×(不適合)」を記入する。
- 「基本審査票」で「不適合」が過半数に至っている場合は、「採点シート」による採点を行わない。(同時に不採択となる)
- 第2段階の「採点シート」では、項目内の審査の視点ごとに、視点との適合度合いを「よい、普通、悪い」などでチェックする。
- 上記の評価を踏まえて、審査項目ごとに採点(5点満点)を行う。  
 ※審査項目ごとの採点は、1点から5点の範囲で行う。  
 ※全ての視点を評価し、5項目すべてに得点を記入する。

### (4) 提案事業の得点等の算出

- 事務局は、「採点シート」による事業ごとの得点を集計し、全採点者の点数の合計点を提案事業の得点とする。
- ただし、事故等により、事業ごとに採点者数が異なることとなった場合は、全採点者の点数を単純平均したものを提案事業の得点とする。  
 ※単純平均した結果は、順位を判別できる範囲で小数点以下の端数処理を行う。

### (5) 提案事業の順位の確定

- 優先採択事業とそれ以外の事業に区分し、それぞれ上記(4)で算出した得点の高い事業順に並べる。
- 提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をそれ以外の事業よりも上位とする。
- この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。
- 事務局は、提案事業の順位確定後、速やかに「提案事業順位表」をまとめ、地域協議会に報告する。(原則、事業説明の当日とする。)

#### 【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業(分野)	基本審査	優先採択	総得点
1	事業A(福祉)	○	○	100
2	事業B(イベント)	○	○	90
3	事業D(観光振興)	○	○	80
4	事業F(文化)	○	○	70
5	事業G(施設整備)	○	○	50
6	事業C(イベント)	○	○	30
7	事業H(施設整備)	○	×	60
8	事業I(施設整備)	○	×	40
-	事業E(施設整備)	×	-	-

## 2. 採択の基本的なルール

### (1) 採択事業の検討

- 基本審査で採点委員の過半数が「不適合」と判断した事業については、当該事業は不採択とする。
- 採択事業は、提案事業の順位が確定した後、上記の事業を除外した上で、三郷区の予算を目安として委員間で協議し、検討することとする。
- 提案事業は、審査により確定した順位で採択するものとする。
- 採択の当落線の上に複数の提案事業が同順位(同点)で並んでいる場合は、当該事業間の優劣をつけることもできることとする。
- 上記の場合であっても、当該事業以外の順位には影響を及ぼさないこととする。

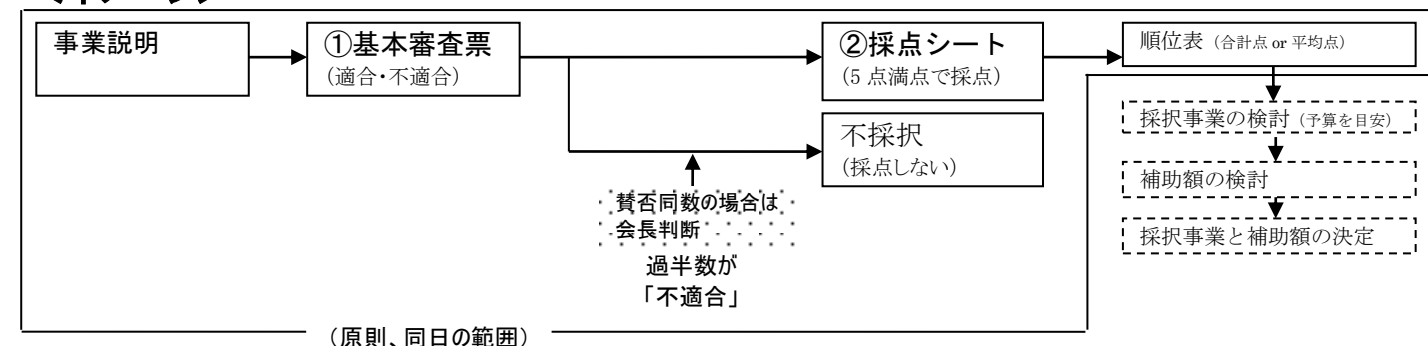
### (2) 補助額の検討

- 個別の事業への助成額は、上記(1)の採択事業に係る検討結果を踏まえ、地域協議会で検討することとする。
- ※採択事業の補助希望額の合計が、三郷区の予算を上回る場合は、補助金の配分方法について検討する必要がある。

### (3) 採択事業と補助額の決定

- 地域協議会は、採択事業と補助額の検討結果を、まちづくりセンター長に報告する。
- 事務局は、速やかに採択事業と補助額の内容を市長に報告する。
- 事務局は、採択事業と補助額の決定後、速やかに結果を公表する。

#### <イメージ>



## 3. その他

- 補助額の上限は三郷区の予算の範囲内とする。下限は1万円とする。

## 〔上越市地域活動支援事業 平成 27 年度実施分 募集要項〕

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

# 私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を 募集します！

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成 27 年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

## ■募集期間

平成 27 年 4 月 1 日（水）から

5 月 8 日（金）まで【必着】

業務時間外に受付  
を希望される方は、  
予めご相談ください。

## ■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

## ■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

## 👉 &lt;&lt;ここがポイント！①&gt;&gt;

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料等）
  - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
  - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
  - ④ 会議時のお茶代・菓子代
  - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
  - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 平成 28 年 3 月 31 日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

### (1) 採択方針

各区が抱える地域課題等に応じて、優先的に取り組むべき事業を明らかにするものです。  
ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

#### 【三郷区の採択方針】

三郷区に暮らす人たちが、世代を超えた人と人との交流を深めながら、愛着を感じられる地域づくり、安全・安心にいきいきと暮らせる地域づくりを進めるために、三郷区の地域活動資金を活用し、住民が自ら主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。

#### 1 地域活性化に資する事業

[世代間の交流促進を図る事業]、[地域内の各種団体の活動を推進する事業]、  
[三郷区の歴史資源の再発見・活用に係る事業]、[特産品や地域資源を創出するための事業]、  
[路線バスの利用促進に向けた事業]、[農業後継者を育成確保する事業]、[将来を担う若者の交流促進に向けた事業]

#### 2 安全・安心な地域づくりに資する事業

[地域防犯・防災活動の充実を図る事業]、[通園・通学の安全を確保するための事業]、  
[地域内の危険箇所の排除に関する事業]

#### 3 住民の健康と福祉の増進に資する事業

[子育て支援に関する事業]、[子育て当事者同士の交流を促進する事業]、  
[住民の健康の増進を図るための事業]、[高齢者支援体制の整備に関する事業]、  
[高齢者同士の交流を促進する事業]

※ 上記1～3に該当しない事業については、優先して採択する事業には当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。

#### 《ここがポイント!②》

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は補助対象となりません。

- ・政治・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業  
(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

## (2) 審査基準

提案者からの事業説明を受け、提案事業について、下記の(ア)、(イ)の審査を行うとともに、採択方針への適合状況を確認した上で、総合的に判断し、補助事業としての採否を決定します。

### (ア) 基本審査

提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認します。

※基本審査の結果、「不適合」とする委員が過半数となった場合は、補助不採択となります。

### (イ) 審査項目に基づく審査

下表の審査の視点に基づき、地域協議会委員が、審査項目ごとに提案事業の採点を行い、各委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

審査項目	配点	審査の視点
① 公益性	5点	・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・ 全市的な方向性と合致しているか。 ・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	5点	・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・ 緊急性の高い提案事業であるか。 ・ ほかに方法で代替できないものであるか。
③ 実現性	5点	・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	5点	・ 提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	5点	・ 新たな取組の視点はあるか。 ・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・ 事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

### 👉 《ここがポイント! ③》

- ・ 地域協議会では、応募書類の内容を基に、提案者による事業説明を踏まえて、審査を行います。
- ・ 提案者による事業説明は、事業内容やそのねらいなどについて、短時間で説明していただきます。
- ・ 三郷区では、審査項目に基づく採点結果にかかわらず、採択方針により優先的に採択される事業（2ページの「採択方針」をご参照ください）に当たらない事業は、採択事業を決定する際の優先順位が低くなります。

## ■応募方法

所定の**事業提案書**に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、南部まちづくりセンターに持参してください。

### 👉 《ここがポイント! ④》

- ・ 複数の地域自治区で事業を行う場合、それぞれの地域自治区に事業提案してください。
- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ & Aは、南部まちづくりセンターの窓口と公民館三郷分館の地域協議会情報コーナーに備えてあります。  
また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

## ■平成27年度の補助金額

事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。なお、三郷区における助成金額の下限は1万円、上限は三郷区の予算の範囲内です。

## 《三郷区の予算490万円》

### 《ここがポイント!⑤》

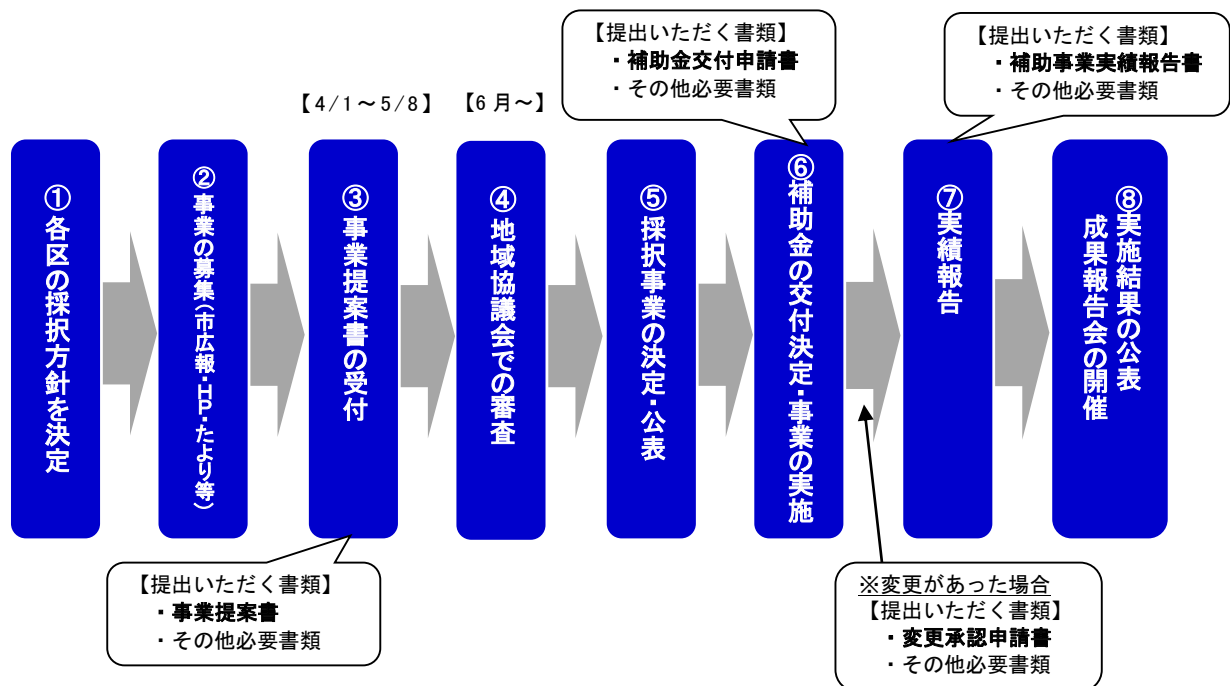
- ・補助金の額は千円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

## ■事業の紹介・公表

提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。

また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

## ■フロー図（事業実施の流れ）



申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。

こちらまでご相談・ご応募ください！

<b>三郷区の担当事務所</b>  <b>南部まちづくりセンター</b> 〒943-0838 大手町 5-41(女性サポートセンター内) TEL 025-522-8831	
—事業全体の問合せ先— 上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課 TEL 025-526-5111 (内線 1429)	